

所沢市告示 第220号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年4月21日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 対象となる特定計量器

計量法施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり  
（市が検査を行うものを除く。）

2 実施区域

所沢地区、吾妻地区、小手指地区、山口地区、三ヶ島地区

3 実施期日

令和7年6月2日から令和8年3月31日まで  
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

4 検査場所

計量器の所在場所

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 埼玉県計量協会

所沢市告示 第 2 2 1 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 1 項の規定により、特定計量器の  
定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

所沢市長 小野塚 勝俊

1. 対象となる特定計量器

ひょう量が 2 5 0 k g 以下の非自動はかり、分銅及びおもり  
（電気式はかりを除く。）

2 検査区域

所沢地区、吾妻地区、小手指地区、山口地区、三ヶ島地区

3 検査期日及び検査場所並びに検査区域

| 検査期日             | 検査場所         | 定期検査対象地域                           |
|------------------|--------------|------------------------------------|
| 5 月 2 7 日<br>（火） | 三ヶ島まちづくりセンター | 所沢地区、吾妻地区、<br>小手指地区、山口地区、<br>三ヶ島地区 |
| 5 月 2 8 日<br>（水） | 老人憩の家「ところ荘」  |                                    |
| 5 月 2 9 日<br>（木） | 小手指まちづくりセンター |                                    |

4 検査時間

午前 1 0 時から午後 3 時まで （正午から午後 1 時を除く。）

所沢市告示 第 2 2 2 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 対象となる特定計量器

計量法施行令第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり  
（特定計量器検定検査規則第 3 9 条第 1 項に該当するもの。）

2 実施区域

所沢地区、吾妻地区、小手指地区、山口地区、三ヶ島地区

3 実施期日

令和 7 年 6 月 2 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで  
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

4 検査場所

計量器の所在場所